海老名市要配慮者(障がい者) 防 災 行 動 の 手 引



平成28年1月 海老名市保健福祉部障がい福祉課

はじめに

障がい者を支援するには、家族や支援者をはじめ、障がい者に関わる 全ての方々が、それぞれの障がいの特性を知り、障がいの種別に応じた 支援方法を理解する必要があります。

この手引は、災害発生時等における避難行動や避難誘導、避難所生活において推定される課題等について、どのような支援や配慮が必要か、どのように支援や配慮を行うべきかを示し、障がい者を地域全体で支援できるよう「共助の精神」の構築を目的としています。そのため、災害発生時等に活用するだけでなく、日頃から障がい者に関わる全ての方々の防災意識の向上や障がい者への支援に活用し、障がい福祉への理解を深め、地域における関係づくりに役立てていただくためのものです。

災害発生時等においては、避難行動や避難誘導、避難所での生活に配慮ができるように、障がい者(家族・支援者を含みます。)が日頃から防災意識を持ち、障がい者が「自助」としてできること、地域の助け合いによる「共助」によってできることを認識することが大切です。日頃から障がい者と地域が関わりを持ち、お互いの顔の見える関係を構築することで、災害にも強く、「障がい者も安心して暮らせる地域」を育んでいかれることを、心から期待いたします。

海老名市要配慮者(障がい者)防災行動の手引 目次

第:	章 障がい者本人	(家族・支援を	者を含む)(の日頃の心	構え	
(2	視覚障がい 聴覚障がい 音声・言語障がい. 音声・言語障がい. 肢体不自由 内心臓機能障がい. 2)腎臓機能障がい. 3)呼吸器機能でがい. 4)が影機能ですがい. 5) 小腸機がい. 5) い腸でがい. 5, いいでがい. 5, いいでがい. 5, いいでがい. 5, いいでがい. 5, いいでがい. 5, いいでがい. 5, いいでがい 5, いいで、たいで、たいで、たいで、たいで、たいで、たいで、たいで、たいで、たいで、	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				1 1 2 3 3 3 4 4 4 5 5
第2	2章 障がい者への	支援 一 支援者	きとしてでき	きること		
	日頃の心がけ 障がい者と関わるホ 障がい別支援のポイ) 視覚障がい 2) 聴覚障がい 3) 音声・言語障がい. 5) 内部機能障がい 5) 知的障がい 7) 精神障がい 3) 発達障がい	パイント				7 7 8 9
第:	3章 災害発生時等	の支援のポイン	ント			
1 2 3	災害発生時の支援, 避難誘導をする場合 避難先での支援の方					 15 16 17
第4	4章 災害発生時等	における避難体	本制			
1 2 3 4	避難所予定施設。. 福祉避難所予定施設 要援護者ベスト。. 海老名市災害救助サ	l Z				 18 18 19 19
第	5章 避難行動要支	援者名簿への登	登録等			
1 2 3 4 (2 5 5	避難行動要支援者。 避難行動要支援者名 避難行動要支援者名 避難行動要支援者名)平常時。。。。。 ②)災害発生時等。。 避難行動要支援者の	3簿への登録 3簿(障がい者) 3簿の活用方法. 	 の登録対象 	 え者及び特徴 	t	 20 21 21 22 22 22 22

用語

第1章 障がい者本人(家族・支援者を含む)の日頃の心構え

障がい者本人(家族・支援者を含む)が日頃から災害発生時等に備えて準備をしておくことは、「自分の命は自分で守る」という観点からとても大切なことです。 災害発生時等の具体的な避難方法、避難経路、連絡方法、役割分担等を家族や身近な支援者と話し合って決めておきましょう。また、地域の自主防災組織、自治会、町内会又は隣人や友人と日頃から交流を深め、支援者との関係を築きましょう。

1 視覚障がい

●避難所までの経路を把握

目の見える人と一緒に避難所までのいくつかの経路を実際に歩き、災害発生時等に倒壊のおそれのある電柱や建物等を避けた経路を把握し、避難所まで安全に避難ができるようにしておきましょう。

2 聴覚障がい

●災害情報の取得

文字放送があるデジタルテレビやえびなメールサービス、海老名市防災ホームページなどを利用し、災害情報を文字で取得できるようにしましょう。また、テレビやラジオを通じて放送される情報を視覚情報(文字や絵図)で伝えてもらえるよう、日頃から近所の人と付き合いをし、顔の見える環境づくりをしておきましょう。

●コミュニケーションツールの準備

周囲とのコミュニケーションを図るため、書き消しが簡単な筆記用具を用意しておきましょう。また、周囲に聴覚障がい者であることが分かるように、要援護者ベストを準備しておきましょう。

3 音声・言語障がい

●コミュニケーションツールの準備

周囲とのコミュニケーションを図るため、書き消しが簡単な筆記用具を用意しておきましょう。

地震発生

へ一緒に お難けいう。

4 肢体不自由

●避難所までの経路を把握

車椅子を要する障がい者は、実際に車椅子で避難所まで移動してみましょう。 避難所までの経路途中の段差や避難時の妨げになるものがないかを把握するとと もに、災害発生時等に倒壊のおそれのある電柱や建物等を避けた経路を把握し、 避難所まで安全に避難ができるようにしておきましょう。また、四肢体幹機能に 重度の障がいがある場合は、移動の際に注意すべきことをまとめておきましょう。

●医療器具を使用している場合

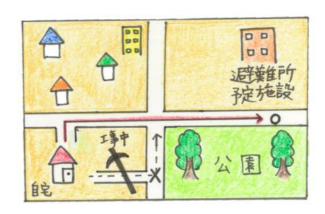
緊急時の対応について、掛かり付けの医療機関等と話し合っておきましょう。 掛かり付けの医療機関が対応できない場合は、速やかに医療機関が確保できるよう、ほかの医療機関への移送についても確認しておきましょう。また、医薬品、 医療機器、設備等を確保しておきましょう。

●特殊食品等

摂食障がい(嚥下機能の低下)がある場合には、非常食では対応ができない場合があるので、特殊食品等の準備をしておきましょう。また、調理方法、食事方法、栄養補給方法をまとめておきましょう。

●支援体制の準備

コミュニケーションが取れない場合、障がい者本人の症状や行動等を理解できる家族又は支援者が付き添える体制を準備しましょう。家族又は支援者が付き添えない場合は、障がい者本人の症状や行動等について、主なものをまとめておき、誰でも支援ができるように準備しておきましょう。



5 内部機能障がい

●適切な対応を把握する

常備薬が必要なため、掛かり付けの医療機関や補装具の共有業者の連絡先、必要な医薬品、補装具等を確認しましょう。また、避難時にすぐに持ち出せるように準備しておきましょう。

●特殊食品等

非常食では対応ができない場合があるので、特殊食品等の準備をしておきましょう。

●緊急時の治療

緊急時の対応について、掛かり付けの医療機関等と話し合っておきましょう。 掛かり付けの医療機関が対応できない場合は、速やかに医療機関が確保できるよう、ほかの医療機関への移送についても確認しておきましょう。

(1) 心臓機能障がい

●ペースメーカーを使用している場合

ペースメーカーに異常が発生したときの対応について、掛かり付けの医療機関 や機器メーカーと相談しておきましょう。ペースメーカー手帳を持っている場合 は、写しを非常持ち出し用袋に準備しておきましょう。

●在宅酸素療法を利用している場合

医療機関に相談し、緊急事態用に用意しておきましょう。在宅酸素療法を利用中に災害が発生した場合には、酸素吸入を一旦止め、電気やガスによる火災の危険がないことを確認し、再開しましょう。酸素供給企業と連絡を取り、酸素の供給や機器の点検を行えるように連絡方法を確認しておきましょう。

(2)腎臓機能障がい

●透析を利用している場合

透析患者カードの記入や他の医療機関への移送について確かめておきましょう。 避難所では、細かい食事管理までできないことが予想されるため、特殊食品を準備しておきましょう。

●腹膜透析を利用している場合

掛かり付けの医療機関等に災害発生時等の救急対応について確かめておきましょう。また、供給企業に相談し、最低5日分から7日分程度の透析液を用意しておきましょう。治療の継続が困難になった場合には、掛かり付けの医療機関等と連絡を取り、指示に従って必要な処置を行い、避難しましょう。連絡が取れない場合は、事前に相談して決めた方法に従いましょう。

(3) 呼吸器機能障がい

●人工呼吸器装着の場合

ライフラインや酸素吸入が中断された場合は、すぐに命に関わるため、あらか じめ災害発生時等の救急対応について話し合っておきましょう。また、アンビュ ーバック、バッテリー、手動式吸引器等を用意しておきましょう。

(4) ぼうこう・直腸の機能障がい

●ストーマ装具を装着している場合

ストーマ装具を装着している場合は、できるだけ装具やケア用品等必要物品を持って避難しましょう。避難生活時のストーマケア・洗腸や健康管理(特に排便コントロール)等について、掛かり付けの医療機関等に手順や留意点等を確かめておきましょう。

【消化器系ストーマ】

ストーマ装具(下部開放型袋等)並びにストーマケア用品(皮膚保護剤、絆 創膏、ガーゼ、ウェットティッシュ、ビニール袋、消臭剤等)を5日分から7 日分程度用意しておきましょう。

【尿路系ストーマ】

ストーマ装具、夜間蓄尿袋と接続器具、ストーマケア用品(皮膚保護剤、絆 創膏、ガーゼ、ウェットティッシュ、ビニール袋、消臭剤等)、採尿袋、脚用 収尿器を5日分から7日分程度用意しておきましょう。

【自己導尿】

導尿用品を5日分から7日分程度用意しておきましょう。

◆ 災害発生時の備え

ストーマ用装具は利用者一人一人で仕様が異なるため、希望する障がい者は、海老名市立わかば会館(福祉避難所予定施設)にストーマ用装具を保管することができます。

(5) 小腸機能障がい

●経管栄養(中心静脈栄養、その他経管栄養)の場合

経管栄養の必要物品、操作の手順・方法等を分かるようにしておきましょう。 中心静脈栄養その他経管栄養をしている人は、必要な機材や用品を使いやすいように5日分から7日分程度は用意しておきましょう。また、経口摂取している人は、食べやすい食品のほかに栄養剤を用意しておきましょう。

6 知的障がい

●避難方法について

災害発生時等に一人で外出中のときや家族・支援者と離れ離れになってしまったときの待ち合わせ場所(地域の避難所)や対応方法を決めておきましょう。また、日頃から地域の避難所を確認し、実際に避難所を訪問するなど、家族間で対応を決めておきましょう。

7 精神障がい

●避難方法及び避難所までの経路の把握について

家族・支援者が迎えに来る場所や連絡方法等を学校や事業所に確認しておきましょう。その建物が被災する場合もあるため、その地域の避難所を確認し、避難所までの経路を把握しておきましょう。

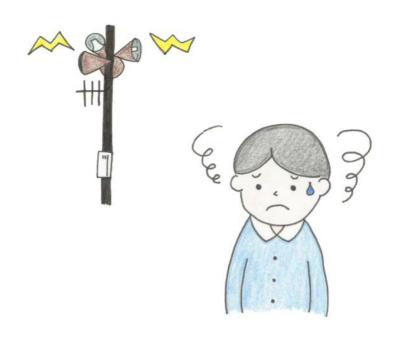
●常備薬

常備薬が必要なため、掛かり付けの医療機関の連絡先を確認しておきましょう。 また、避難時に薬を持ち出せるように準備しておきましょう。

8 発達障がい

●避難方法及び避難所までの経路の把握について

家族・支援者が迎えに来る場所や連絡方法等を学校や事業所に確認しておきましょう。その建物が被災する場合もあるため、その地域の避難所を確認し、避難所までの経路を把握しておきましょう。



第2章 障がい者への支援 一 支援者としてできること

1 日頃の心がけ

障がい者は日頃から何らかの支援を必要とします。災害発生時等には、自力での 避難が難しく、地域の支援が必要不可欠です。支援者は地域の障がい者と日頃から 交流を深め、災害発生時等にはどのような支援が必要であるかを把握し、障がい者 を支援する関係を築きましょう。

また障がい者の中には、自ら「困っている」ことを伝えることができない場合が あります。困っている障がい者を見掛けたら、声を掛け、地域で支援しましょう。

2 障がい者と関わるポイント

障がい者の主体性を尊重し、障がい者の立場に立って考えることが何より大切です。配慮すべきことや、支援の方法を聞き取り、希望にそった支援をしましょう。

コミュニケーション障がいがある方については、情報の伝え方を工夫してみてください。自身の考えや気持ちを言葉で表現することが苦手な知的障がい者や精神障がい者は、気持ちが不安定な場合は混乱してしまうので、知的障がい者等のペースに合わせて一つずつ、ゆっくり話すように心掛けてください。

重度障がい者への支援【支援者による介助が不可欠な障がい者】

- ●支援の方法やどのような支援が必要かを家族・支援者に確認をしましょう。
- ●家族・支援者で対応ができない場合には、周囲に支援を求めましょう。

情報の取得が困難な障がい者への支援【視覚障がい・聴覚障がい・音声・言語障がい】

- ●周囲の状況を言葉や身振りで具体的に情報を伝えましょう。
- ●コミュニケーションに支障がある場合は、情報の伝え方を工夫しましょう。

移動が困難な障がい者への支援【肢体不自由・内部機能障がい】

- ●支援の方法やどのような支援が必要かを確認しましょう。
- ●これから何をするのかを知らせるなど、動作の前には声を掛けましょう。

環境の変化により、混乱してしまう障がい者への支援【知的障がい・精神障がい】

- ●災害発生時等の環境の変化により、混乱している場合には、安心できるように声を掛けましょう。
- ●声を掛けるときは、ゆっくり、具体的に話し、相手のペースに合わせることが大切です。

3 障がい別支援のポイント

(1) 視覚障がい

視覚障がいは、単独での移動が難しいため、避難時の移動は極端に制約されます。 災害の覚知が遅れやすく、災害状況の把握が難しいため、危険からの回避が遅れや すくなります。

留 意 事 項

周囲の状況を目で確認し、判断することができないため、言葉で情報を伝えることが大切です。日常生活においても、家族・支援者による誘導が必要で、災害発生時等には家族・支援者による情報提供及び避難誘導が必要になります。

支援のポイント

●情報の伝え方

説明をする場合には、抽象的な言葉(あれ、それなど)を避け、具体的な言葉を使うように心掛けましょう。

●誘導方法

腕や肩につかまってもらい、曲がる方向や段差の程度等の周囲の状況を伝えながら誘導しましょう。

- ●周囲の状況を伝え、安全な場所や最寄りの「避難所」に誘導しましょう。誘導をする時は、どの辺を歩いているか、周囲の状況(例 火災が発生している場所、ビルが倒れかかっているなど)を伝えながら避難しましょう。
- ●文字情報を収集することが難しいので、文字で周知されている情報が正確に伝わっているかを確認しましょう。また、周囲の環境の説明や食事の配給、トイレなどの避難所生活において必要な誘導をしましょう。



(2) 聴覚障がい

聴覚障がいは、音声による情報のやりとりが難しいため、視覚的情報が重要になります。災害発生時等の情報入手が困難で、災害の覚知が遅れやすく、避難行動に自ら移すことが難しい障がいです。

留 意 事 項

視覚情報(文字や絵図)を活用した情報伝達や状況説明が必要不可欠です。日頃から手話を使う聴覚障がい者に対しては、手話での情報伝達が望まれます。

支援のポイント

●コミュニケーションの方法には、工夫が必要です。

手話	手話で伝えます。
空车 ≡火	紙や携帯電話を使用したり、空中に文字を書いたりして文字で伝えま
筆談	す。※ひらがなを使い、短文で伝えるように心掛けてください。
口話	口の動きがはっきり分かるように、句読点で区切って伝えます。
その他	身振り手振りをして伝えたり、絵図を使って伝えます。

●声の掛け方

声を掛けるときは、本人の肩をたたくなどの合図をし、情報を伝える相手が自分であることを認識してもらいましょう。なお、口話でのコミュニケーションをとる場合は、大きくゆっくり、はっきり伝えることで口の動きを読みやすくなり、会話がスムースに伝わります。

- ●被害状況や避難場所についての情報取得が難しく、視覚情報を活用した情報伝達 による避難支援が必要です。
- ●一斉放送等による音声での情報取得が難しいため、伝達事項等が正確に伝わっているかを確認する必要があります。言葉でコミュニケーションを図ることができないので、紙に書いて貼り出すための掲示板を用意するなど、情報の提供方法に工夫が必要です。

(3) 音声・言語障がい

音声・言語障がいは、自ら音を発することが難しく、音声による情報のやりとりが難しいため、コミュニケーション方法に工夫が必要です。

留 意 事 項

視覚情報(文字や絵図)を活用し、コミュニケーションを図ることが大切です。

支援のポイント

●コミュニケーションの方法には、工夫が必要です。

口話 口の動きがはっきり分かるように、句読点で区切って伝えます。

●コミュニケーションのポイント

相手の話を聞き取れなかった場合は、再度相手に話の内容を確認しましょう。 また、答えを選べるように、「はい」又は「いいえ」で答えられるように質問し ましょう。話すときは、ゆっくり、はっきり要点をまとめて話しましょう。

災害発生時等の支援

●言葉でコミュニケーションを図ることが難しいので、書き消しが簡単な筆記用具 を用意するなど、コミュニケーションの方法には、工夫が必要です。



(4) 肢体不自由

肢体不自由(上肢、下肢、体幹機能障がい)は、移動の困難性があり、避難行動が遅れる可能性があります。福祉機器及び補装具がない場合には、移動等に大きな制約が生じるため、物的配慮が必要です。

また、重度の肢体不自由の中には、知的障がい等を重複して障がいを持っている場合があります。家族・支援者に配慮すべきことや、支援の方法を聞き、適切な対応を行うことが必要です。

留 意 事 項

避難誘導には、一般的には車椅子等の補助器具とともに、家族・支援者が付き添いますが、更に支援者が必要です。特に、全身性の障がい者の場合には支援者が不可欠となります。移動の際には、本人や家族から配慮すべきことや支援の方法を聞き取り、希望にそった支援をしましょう。

支援のポイント

●杖等を使用している場合

段差等のない平坦な道を選び、支援の方法を本人に聞きながら誘導しましょう。

●車椅子を使用している場合

車椅子を押す時は、「車椅子を押します。」等の声を掛け、これから何をするのかを知らせるようにしましょう。移動時以外は、必ずブレーキを掛け、車椅子から振り落とされないようシートベルトを締めておくことが大切です。

●健康状態を把握する

障がい者本人や家族・支援者に健康状態を聞き、障がいの状態を把握することが大切です。

●特殊食品等

摂食障がい(嚥下機能の低下)がある場合には、非常食では対応ができない場合があるので、特殊食品等の対応が必要です。

- ●室内外への移動空間、トイレ、入浴設備等は物的配慮が必要です。
- ●症状の悪化を引き起こす場合があるため、障がい者の様子や周囲の状況を確かめて、避難所まで誘導しましょう。

(5) 内部機能障がい

内部機能障がいは、避難行動をとる上での移動に著しい制約があるため、避難が遅れやすく、自力避難及び移動が困難な場合があります。外見からは障がいがあることが分かりにくく、個々の障がいの状態を把握し、適切な対応を行うことが必要になります。

留 意 事 項

治療が中断されることで、生命を脅かされる状態になる場合があります。一人一人の状態を把握し、適切な対応を行うことが大切です。

支援のポイント

●健康状態を把握する

障がい者本人や家族・支援者に健康状態を聞き、障がいの状態を把握することが大切です。配慮すべきことや支援の方法を聞き取り、希望にそった支援をしましょう。

- ●病状の悪化や急性心不全を引き起こす場合があるため、周囲の状況を確かめて避 難所や安全な場所に誘導しましょう。
- ●避難先の環境や食事、トイレ等、個々に応じた配慮が必要になります。排泄のし やすさなどに配慮したトイレの確保が必要です。また、電波の影響のない環境、 補装具の使用による衛生面等の配慮が必要です。



(6) 知的障がい

知的障がいは、知能の発達に遅れがあることで、自分の考えや気持ちを言葉で表現することや複雑な会話、抽象的な表現を理解することが苦手です。

災害発生時等には、避難の必要性や避難方法についての情報を理解し、判断ができないため、自力での避難が困難な方もいます。また、災害ショック及び環境変化によるストレスに配慮が必要で、避難所の設備や環境に配慮する必要があります。

留 意 事 項

言葉を使って表現することが苦手なため、ゆっくりと短文で具体的に話す必要があります。障がい者のペースに合わせて、分かりやすく話し掛けることが大切です。

支援のポイント

●コミュニケーションの方法

抽象的な表現を避け、ゆっくりと短文で具体的に話すことが大切です。不安を助長させるような言葉ではなく、肯定的な言葉を使うことを心掛けましょう。なお、言葉だけでなく、文字や絵図、身振り手振りなどを用いると、情報を正確に伝える手助けとなります。

●情報の伝え方

情報は視覚で分かるようにしましょう。また、急な環境の変化に弱いため、伝えた情報に変更が生じる場合は、必ず早めに伝えましょう。

- ●障がい者のペースに合わせて、安全確保を行いましょう。近くに家族・支援者がいないかを確認し、一人での避難が難しい場合には、『大丈夫ですよ。一緒に避難しましょう。』などの声掛けをし、避難所まで誘導しましょう。
- ●人が多く騒がしい所は、苦手な障がい者が多く、生活及び環境の変化によって、 気持ちが不安定になることがあります。集団生活が困難なため、刺激を遮断し、 落ち着ける空間を作ることが必要になります。
- ●家族・支援者と一緒でも「何かお手伝いすることはありませんか?」などと声が けをし、必要があれば支援しましょう。

(7) 精神障がい

精神障がいは、環境の変化やストレスに弱く、混乱したり、不安になってしまう ことがあります。

災害発生時等には、環境の変化により、精神的な動揺が激しくなる場合があります。避難の必要性や避難方法についての情報を理解したり、判断することができないため、自力で避難行動に移すことが困難です。また、災害ショック及び環境変化によるストレスへの配慮並びに適切なコミュニケーションが必要です。

留 意 事 項

精神的な動揺が強い場合には、不安要素を取り除くことが大切です。障がい者の話を聞き、肯定的な言葉を用いて、ゆっくり、簡潔に説明するように心掛けましょう。

支援のポイント

●コミュニケーションの方法

一度に複数の内容を言われると混乱してしまうので、一つずつ、ゆっくり話す ようにしましょう。

●情報の伝え方

精神的な動揺が強い場合には、同じことを何度も聞いてきたり、確認してきたりすることがあるので、伝えたいことは言葉だけでなく、メモにして渡すなどの配慮が大切です。

- ●急激な環境の変化によって気持ちが不安定になり、周囲の状況に応じた行動ができなくなる場合があるので、障がい者の話をよく聞き、見守りましょう。また、話し掛ける時は、不安を助長させるような否定的な言葉ではなく、肯定的な言葉を使い、不安を和らげることが大切です。
- ●常備薬の服用が中断されることで状態が悪化することがあるので、薬を服用できているか声がけをし、確認しましょう。

(8) 発達障がい

発達障がいは、コミュニケーションや対人関係において困難さがあります(自閉症スペクトラム障がいやADHDなど)。

災害発生時等の急激な環境の変化により、精神的な動揺やパニックになる場合があります。災害関連情報や状況を正確に把握し、自力で避難行動に移すことが困難です。

留 意 事 項

見た目は普通に問題がないように見えても、自分の気持ちを上手く伝えられなかったり、相手の気持ちや言葉を正確に理解することができなかったりするため、コミュニケーションが上手く行かず、トラブルになることがあります。

支援のポイント

●コミュニケーションの方法

「~してはだめ」のような否定的な言葉ではなく、「~しましょう」と肯定的な言葉で伝えましょう。一度に複数のことを伝えるのではなく、一つずつ、ゆっくり、簡潔に伝えることが大切です。

●情報の伝え方

大勢いる集団の中では、情報を伝えても理解することができない場合があります。重要なことは個別に伝えるようにしましょう。また、伝えたいことは絵図、写真、身振り手振りなどを使い、正面から静かに伝えましょう。

- ●周囲が落ち着かない状況になると不安になります。パニックにならないように安全な場所に座らせる、そばについているなどして、避難できる状況になるまで、落ち着いた環境を保ち、避難が必要な場合は避難所に誘導しましょう。
- ●人が多く騒がしい所は、苦手な障がい者が多く、生活及び環境の変化によって、 気持ちが不安定になることがあります。集団生活が困難なため、刺激を遮断し、 落ち着ける空間を作ることが必要です。

第3章 災害発生時等の支援のポイント

1 災害発生時の支援

支援のポイント

- ●困っている人を見掛けたら、まずは声を掛けてみましょう。
- ●どのような手伝いが必要か聞いてみましょう。
- ●一人で手伝いできない場合は、周囲の人に声を掛けましょう。

(1) 視覚障がい者

- →どのような手伝いが必要か聞きましょう。
- ●「近所の○○ですが、大丈夫ですか?」、「手伝いは必要ですか?」等、声を掛け、周囲の状況や災害発生状況を伝えましょう。
- ●抽象的な言葉を避け、具体的な言葉を使って説明しましょう。

(2) 聴覚障がい者

- →紙に書いて状況を説明しましょう。
- ●メモや身振り手振りを使って、周囲の状況や災害発生状況を伝えましょう。
- (3)車椅子・杖を使用している障がい者→どのような手伝いが必要か聞きましょう。
- ●「手伝いは必要ですか?」等の声を掛け、どのような手伝いが必要か聞いてみましょう。車椅子を押すなどの動作の前には、これから何をするのか知らせてから 支援しましょう。

(4) 医療機器を使用している障がい者

- →どのような手伝いが必要か聞きましょう。
- ●障がい者本人や家族・支援者に健康状態を聞き、障がいの状態を把握することが 大切です。配慮すべきことや、支援の方法を聞いてみましょう。

(5) 不安を抱いている障がい者・混乱している障がい者

→ゆっくり、簡潔に状況を伝えましょう。

- ●「大丈夫ですよ」等の声を掛け、不安を和らげる工夫をしましょう。
- ●一度に複数の内容を言われると混乱してしまうので、ゆっくり、簡潔に話すようにしましょう。

2 避難誘導をする場合



支援のポイント

- ●避難誘導は、複数人で行いましょう。
- ●何が起こっているのか、どのように避難するのかなど、状況を簡潔に伝えた 上で支援をしましょう。

(1) 視覚障がい者

- →腕や肩につかまってもらい、避難誘導しましょう。
- ●誘導する人の腕をつかんでもらい、誘導する人が先を歩き、誘導しましょう。
- ●曲がる方向や段差の程度等の周囲の状況を伝えながら誘導しましょう。

(2) 聴覚障がい者

- →紙に書いて、状況を説明しましょう。
- ●防災行政無線やサイレンの音が聞こえないため、紙に書いて状況を説明しましょう。危険が迫っているときは、分かりやすい身振り手振りや文字を用いて説明しましょう。

(3) 車椅子・杖を使用している障がい者

→支援の方法を具体的に聞き、避難誘導しましょう。

- ●支援の方法を聞き、なるべく平坦な道を選んで誘導しましょう。
- ●車椅子や杖での避難が難しい場合には、担架を使用して搬送しましょう。担架を 用意することができない場合は、毛布やシーツの両端を中心に向かって固く丸め、 応急担架を作りましょう。

(4) 医療機器を使用している障がい者

- →医療機器等の持ち出しの要否を確認しましょう。
- ●医薬品、補装具等の持ち出しの必要性を確認しましょう。
- ●判断ができない場合は、掛かり付けの医療機関や補装具の共有業者に確認しましょう。

(5)不安を抱いている障がい者・混乱していて避難誘導に応じない障がい者 →状況を簡潔に伝え、避難誘導しましょう。

●精神的な動揺が強い場合には、不安要素を取り除くことが大切です。肯定的な言葉を用いて、一度にたくさんのことを言わずに、ゆっくり、簡潔に説明するように心掛けましょう。

3 避難先での支援の方法

支援のポイント

- ●一人一人の健康状態を聞き、障がいの状態を把握することが大切です。
- ●個別対応が必要な方を把握し、障がい者が孤立することがないよう配慮しま しょう。

私は耳が間によません。

(1) 視覚障がい者

- →伝達事項等の情報は言葉で伝える個別対応が必要です。
- ●回覧や掲示による情報は、視覚障がい者には伝わりません。情報は言葉で伝えま しょう。また、重要な情報は、確実に伝わっているかその都度確認しましょう。

(2) 聴覚障がい者

- →伝達事項等の情報は紙に書いて伝えるなどの個別対応が必要です。
- ●一斉放送による情報は、聴覚障がい者には伝わりません。情報はメモや掲示で伝えましょう。声を掛けるときは、本人の肩をたたくなどの合図をしましょう。重要な情報は、確実に伝わっているかその都度確認しましょう。

(3) 車椅子・杖を使用している障がい者

- →移動ができる空間や物的配慮が必要です。
- ●車椅子が通ることができる通路を確保する必要があります。また、トイレについては、車椅子用のトイレが必要です。利用の際は、本人に確認し、支援が必要な場合には協力しましょう。

(4) 医療機器を使用している障がい者

- →医療機器、医薬品等の必要性の確認及び個別の物的配慮が必要です。
- ●医療機器を使用している場合は、本人に掛かり付けの医療機関への連絡、医療機器や医薬品等の必要性を確認する必要があります。普段から服用している薬がある場合は、飲むように声掛けましょう。
- ●備蓄している食料では対応できない場合があるため、注意が必要であるとともに、 トイレ等の環境に配慮が必要です。

(5)不安を抱いている障がい者・混乱している障がい者 →落ち着ける空間を作るなどの物的配慮が必要です。

●人が多く騒がしい所は、苦手な障がい者が多く、生活及び環境の変化によって、 気持ちが不安定になることがあります。集団生活が困難なため、刺激を遮断し、 落ち着ける空間を作りましょう。

第4章 災害発生時等における避難体制

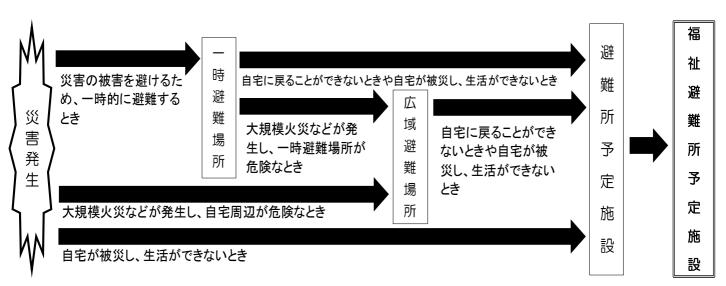
1 避難所予定施設

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、避難所として開設する予定の施設で、避難を余儀なくされた者等の生命及び身体の安全を一定の期間又は一時的に保護する施設です。

2 福祉避難所予定施設

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、原則として福祉的支援の体制が確保できたときに福祉避難所として開設する予定の施設で、避難所等での生活が困難で福祉的支援が必要な要配慮者の生命及び身体の安全を一定の期間又は一時的に保護する施設です。

- ※福祉避難所予定施設は災害が発生してから、準備が整い次第福祉避難所として 開設するため、まずは地域の避難所(避難所予定施設)へ避難することになり ます。
- ※避難所で、障がいの種別や程度、心身の状態により、福祉的支援が必要な障がい者を決定し、福祉避難所(福祉避難所予定施設:海老名市立わかば会館)に 移送します。



※海老名市内の避難所予定施設については、参考資料「海老名市防災マップ」をご確認ください。

3 要援護者ベスト

災害発生時等の避難時に、障がいの内容等を記載したシールを貼り、周囲の 人々に支援等が必要なことを知らせる「要援護者ベスト」を障がい者に無料配布 しています。



いずれか ①身体障害者手帳

の障害者 ②療育手帳

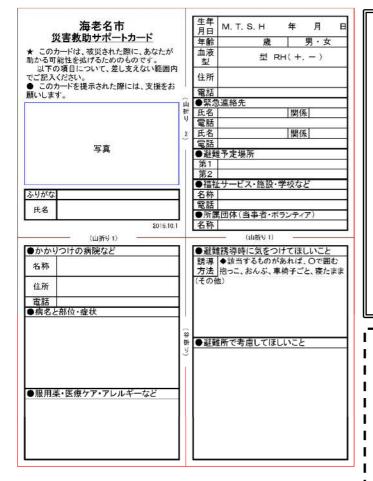
③精神障害者保健福祉手帳

手帳を所持する方

④特定疾患の受給者証

※要援護者とは、災害対策基本法における「要配慮者」(「避難行動要支援者」を 含みます。)を指します。

4 海老名市災害救助サポートカード



海老名市災害救助サポートカードとは?

海老名市災害救助サポートカードは、 困った時や災害発生時等に、周囲の方に 支援をお願いするものです。

障がい者の中には、外見からは障がいがあることが分からない場合や自ら支援が必要であることを伝えることができない場合があります。

支援者は海老名市災害救助サポートカードの提示を求め、障がい者から提示された場合には、記入されている方法で支援をしましょう。

大切なこと

- ●障がいの特徴や希望する支援を知る
- ●配 慮 す べ き 内 容 を 知 る

カードの記載内容を確認し、本人の希! 望にそった支援をしましょう。

第5章 避難行動要支援者名簿への登録等

災害発生時等においては、迅速な避難及び救護が必要となり、自ら避難することが困難な障がい者、いわゆる避難行動要支援者は、避難時における避難支援が必要です。このような災害から避難行動要支援者を守るためには、平常時から避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要であることから、海老名市では避難行動要支援者名簿の登録制度を構築しています。

1 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、下図のとおり要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児等)のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする要配慮者を避難行動要支援者(高齢者、障がい者、乳幼児等)といいます。

海老名市では、この避難行動要支援者(高齢者、障がい者、乳幼児等)のうち、自力避難が困難な高齢者と障がい者を避難行動要支援者名簿の対象としています。

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児等のうち、自力避難が困難で、円滑かつ 迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする要配慮者

海老名市避難行動要支援者名簿登録対象者

- ・災害関連情報の取得が難しい高齢者、障がい者
- ・ 避難の必要性や避難方法を判断することが難しい高齢者、障がい者
- ・ 身体的障がいにより避難行動をとることが難しい高齢者、障がい者
- ※次ページ「避難行動要支援者名簿(障がい者)の登録対象者及び特徴」を参照。

2 避難行動要支援者名簿への登録

避難行動要支援者名簿は、災害発生時等における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するための名簿です。災害発生時等に自力避難が困難な 避難行動要支援者は、避難行動要支援者名簿に登録することができます。海老 名市は、この登録をもとにして安否の確認、避難支援等の体制を作ります。

3 避難行動要支援者名簿(障がい者)の登録対象者及び特徴

避難行動要支援者名簿は、自宅で生活をしていて、以下のいずれかの障害者手帳を所持する「避難行動要支援者」を登録の対象としています。

身体障害者手帳(総合等級)1級(第1種)又は2級(第1種)を所持する身体障がい者 障がい内容に関係なく、避難時に支援が必要な障がいです。

日常生活において著しい困難があるため、災害発生時等の非常事態においては、円滑な避難行動を自ら執ることが難しい障がいです。

身体障害者手帳(個別等級)視覚障害(3級又は4級)を所持する身体障がい者 視覚による災害情報の覚知が不可能又は困難な障がいです。

災害発生時等に円滑な避難行動を行うための情報収集等が困難なため、避難 の必要性や避難方法についての判断をすることが難しい障がいです。

身体障害者手帳(個別等級)聴覚障害(3級)を所持する身体障がい者 音声による避難誘導の指示を理解することが不可能又は困難な障がいです。

② 災害が差し迫っている情報を収集し、必要な措置を行う(避難行動に自ら移す)ことが難しいため、避難の必要性や避難方法についての判断をすることが難しい障がいです。

身体障害者手帳(個別等級)下肢機能障害(3級)又は体幹機能障害(3級)を所持する身体障がい者 移動に著しい障がいがあり、歩行による避難が難しい障がいです。

肢体不自由は、身体的障がいにより、自力での歩行による避難が難しい障がいです。

療育手帳を所持する知的障がい者

3

災害情報や災害発生状況を正確に把握し、理解することが難しい障がいです。

災害が差し迫っていることを察知し、避難行動に自ら移すことが難しい障がいです。発災等の環境の変化により、精神的な動揺やパニックになる場合があります。

精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する単身世帯の精神障がい者精神的な動揺から、避難の必要性等を判断することが難しい障がいです。

④ 災害が差し迫っていることを察知し、避難行動に自ら移すことが難しいため、支援が必要です。発災等の環境の変化により、精神的な動揺が激しくなる場合があります。

4 避難行動要支援者名簿の活用方法

海老名市は、避難行動要支援者名簿を平常時から避難支援等関係者に提供し、 避難支援等関係者は、以下の避難支援等に活用します。

(1) 平常時

地域において「避難行動要支援者」に対する安否確認や避難支援などが速やかにできるよう、日頃から避難行動要支援者名簿の活用が大切です。

- ・定期的な見守り活動等により、お互いの顔の見える関係づくり
- 訪問時における避難行動要支援者の状態や状況の確認
- 名簿の登録者を地図に落とした地域の防災マップなどを作成
- ・避難支援者の協力の呼び掛け、個別支援計画の作成

(2) 災害発生時等

- ア 自分と家族の安全を確認し、安全を確認後、避難支援等を行います。
 - ・避難所が分からないなど、誘導が必要な方の支援
 - ・自力での避難が困難な方を、一時的に屋外へ避難する支援
 - ・救助が必要な方をいち早く発見し、助けを求める
- イ 地域住民と協力して、避難していない「避難行動要支援者」がいるかどう か、名簿を使った安否確認等を行います。

5 避難行動要支援者の支援体制

避難行動要支援者の避難支援等は、あくまでも避難支援等関係者の善意と地域の助け合いにより行われるものです。災害発生時等において避難支援等ができない場合や事故等が発生しても、避難支援等関係者が法的な責任や義務を負うものではありません。日頃から「自分の命は自分で守る」という意識を持ち、障がい特性に配慮した災害対策を講じるようにしましょう。

用語

地域防災計画

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、海老名市防災会議が、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、災害予防、事前対策、応急対策、復旧・復興に関する事項その他必要な事項について、市、防災関係機関、市民、事業所等が果たすべき責務、役割等を内閣府中央防災会議が作成した「防災基本計画」に基づき、海老名市の防災分野を総合的に定めた災害対策の根幹をなす計画をいう。

災害発生時等

災害発生時等とは、地域防災計画に定める地震災害又は風水害等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。

一時避難場所

一時避難場所とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、一時的に危険から 身を保護し、又は市民が一団となって広域避難場所若しくは避難所等に避難する場合に集合す る場所です。

広域避難場所

広域避難場所は、火災が発生し、更に延焼拡大し、その輻(ふく)射熱から身を保護するのに十分な広さを持つ場所で、身の周辺若しくは地域全体が危険な状態になったとき又はそのおそれがあるときに避難する場所です。

福祉避難所

福祉避難所とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、原則として福祉的支援の体制が確保できたときに福祉避難所として開設する予定の施設で、避難所等での生活が困難で福祉的支援が必要な要配慮者の生命及び身体の安全を一定の期間又は一時的に保護する施設です。

要配慮者

要配慮者とは、『高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者一災害対策基本法第8条第2項第15号』をいう。

避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、『要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの一災害対策基本法第49条の10』をいう。

支援者

支援者とは、障がい者の日常生活を支援するヘルパーやボランティア等の支援者及び災害発生時等における避難支援等を行う支援者を指します。

避難支援者等関係者

避難支援者等関係者とは、消防本部、警察署、自治会、民生委員児童委員及び地区社会福祉協議会をいう。

わが家の防災メモ(災害時の主な連絡先)

〈緊急連絡先〉

火事・救急

1 1 9

警察

災害用伝言ダイヤル



■ 最寄りの避難場所等

広域避難場所等

避難所予定施設

家族の集合場所

■家族などの連絡先

名 前	会社·学校等	電話番号	名	前	会社·学校等	電話番号

災害時の声の伝言板 1771 災害用伝言ダイヤル

災害時には電話が混雑し、家族と連絡が取れなくなる方が多くいます。そんなときには「171」をダイヤルし 利用案内に従って伝言の録音・再生を行ってください。利用の開始や録音件数 (最大10件)など、利用条件 については NTT が決定し、テレビ・ラジオなどを通じてお知らせします。

方

171 → 1 → 046 → 自宅の電話番号

案内放送が 流れます。

市外局番が 必要です。

生 方

171 → 2 → 046 → 自宅の電話番号

案内放送が 流れます。

市外局番が 必要です。

※災害用伝言ダイヤルは、一般電話のほかに公衆電話、携帯電話及び PHS からも利用できます。

災害用伝言板への安否情報登録及び確認方法

登録方法

「災害用伝言板」を選択

①Menu 画面に表示される ②「登録」を選択 ③「無事です」等の状態の選択と ③「登録」を押して 100字以内のコメントを入力

確認方法

①Menu 画面に表示される 🔪 ②「確認」を選択 📐 ③安否を確認したい人の 「災害用伝言板」を選択

携帯電話番号を入力

▲「検索」を押して伝言

NTTdocomo





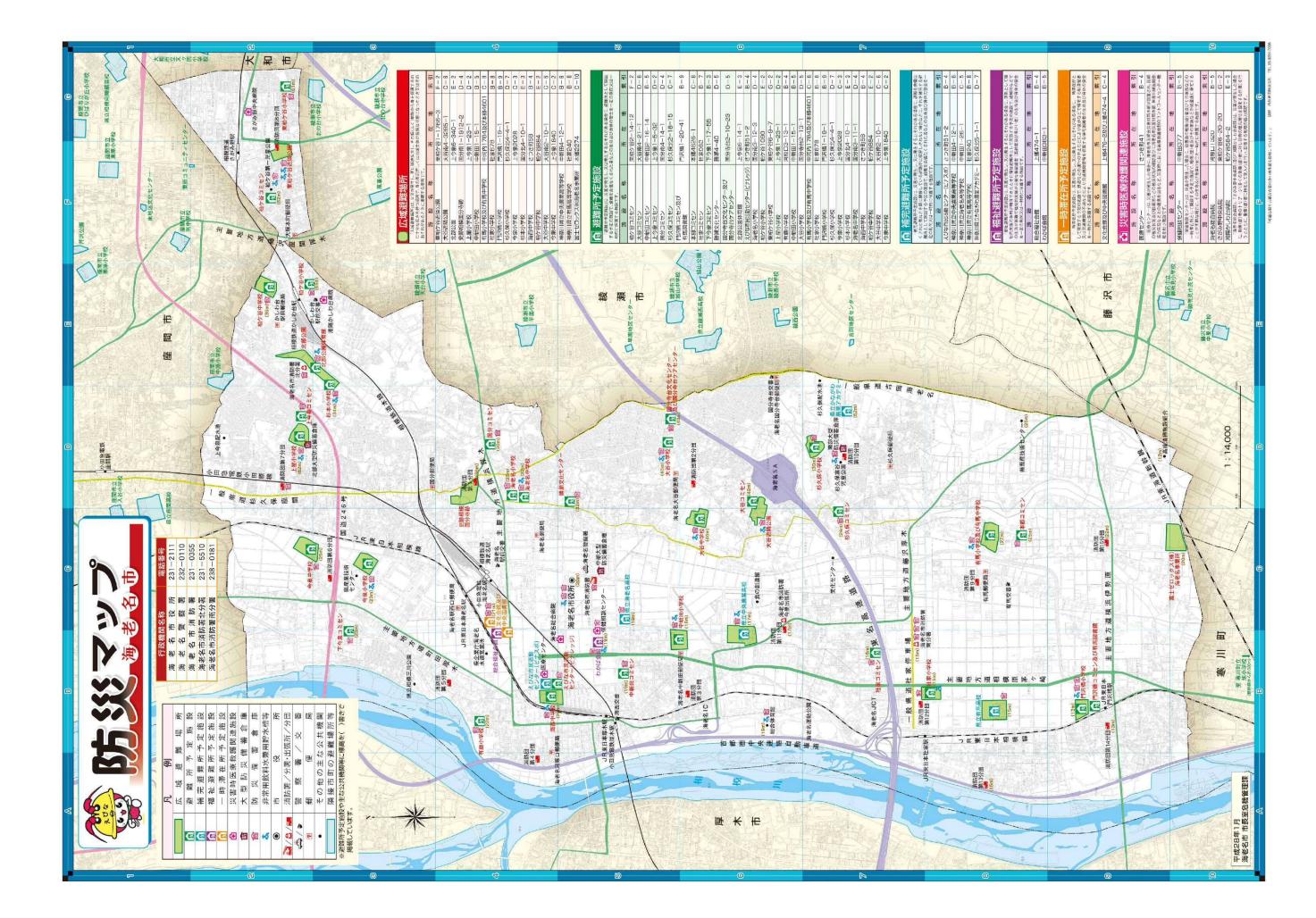


WILLCOM



PHS やパソコンなどからも伝言が確認 (災害時のみ)できます。 ※詳しくは、各携帯電話会社にお問合せください。

海老名市		生年 月日	M, T, S, H	年	月	日
<u>災害救助サポートカード</u>		年齢	歳		男・3	女
★ このカードは、被災された際に、あなたが助		血液	#II	DU/ 1	`	
かる可能性を拡げるためのものです。		型	型 RH(+, -)			
以下の項目について、差し支えない範囲内で ご記入ください。		住所				
■ このカードを提示された際には、支援をお願						
いします。		電話	Same 1. Po 1.1			
	山折		連絡先	Tee	15	
	Ŋ	氏名		関	係	
	2	電話 氏名		T BB	係	
	2	電話		注		
写真	T		 予定場所			
		第1	7 72 9771			
		第2				
		●福祉	サービス・施設・	学校など	<u>.</u>	
ふりがな		名称				
_{氏名}		電話				
71			団体(当事者・ボ	ランティ	ア)	
2015.10.1		名称				
(山折り1)	\perp		— (山折り1)	_		
●かかりつけの病院など		●避難	誘導時に気をつ	けてほし	いこと	
│			◆該当するものか			
H IV			抱っこ、おんぶ、耳	車椅子ご	と、寝たる	まま
住所		(その他	1)			
電話						
 ●病名と部位・症状						
一般などのは 地状	1					
	谷谷					
	折	●避難	所で考慮してほし	ルこと		
	Ŋ					
●服用薬・医療ケア・アレルギーなど						



海老名市要配慮者(障がい者)防災行動の手引 平成 28 年 1 月

編集•発行

海老名市保健福祉部障がい福祉課

神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

電話:046-235-4812・4813(直通)